

写

(別添4)

29 消安第 1505 号

29 生畜第 274 号

平成 29 年 6 月 7 日

飼料輸出入協議会理事長
全国飼料輸入協議会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
協同組合日本飼料工業会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長

宛

(農林水産省) 消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部飼料課長

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育
障害への対応について

輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが原因として疑われる生育障害の事例が散見されたことから、農林水産省では徹底した対応を行うため、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成 28 年 12 月 27 日付け関係課長通知^(注)。以下「7 課長連名通知」という。)を発出したところです。

併せて、輸入粗飼料に含まれるクロピラリドの濃度低減に努めるとともに、クロピラリドが含まれることを否定できない粗飼料を販売する場合は、当該飼料を給与した牛ふん堆肥の施用に留意する必要があることについて、販売先に確実に伝達するよう「輸入粗飼料に残留したクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害への対応について」(平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4271 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び 28 生畜第 1122 号生産局畜産部飼料課長連名通知。以下「2 課長連名通知」という。)により要請したところです。

その後、さらに、輸入された飼料及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査を行ったところ、輸入された粗飼料、小麦、大麦、とうもろこし、こうりゃん及び小麦ふすま並びに輸入された穀類を原料とする皮付き圧ぺん大麦、小麦ふすま及び大麦ぬかにおいて、また、牛ふん堆肥において別添 1 のとおりの結果が得られました。

また、平成 28 年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の緊急対応研究課題「堆肥に残留する低濃度クロピラリドの定量法の開発及び作物被害との関係解明のための調査研究」を行った結果、一部の作物又は品種において、クロピラリドによる生育障害が生じる土壤中の濃度が明らかとなるとともに、その濃度が作物や品種により異なることが明らかとなりました(別添 2)。

一方、これまでの各県からの報告においては、クロピラリドが原因と考えられ

る生育障害は、主に育苗中のポット栽培又は施設栽培において生じており、豚ふん又は鶏ふんのみに由来する堆肥の施用による被害は報告されていません（別添3）。

これらの新たな知見や状況を踏まえて、クロピラリドによる園芸作物等の生育障害を防止するため、今般、農林水産省では、7課長連名通知の一部を改正したところです（別添4）。

以上に鑑み、貴会におかれましては、下記について対応いただきますよう会員に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、上記2課長連名通知は廃止します。

記

- 1 輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減を図るため、
 - (1) 輸入飼料（輸入された粗飼料、穀類及びこれらが加工されたもの（マメ科のもの等クロピラリドに感受性があるものを除く。）であって、家畜に飼料として給与されるものをいう。以下同じ。）について、クロピラリドの使用状況を把握し、必要に応じて残留農薬分析を行うなど、合理的に達成可能な範囲で可能な限りクロピラリド濃度の低減に努めること。
 - (2) このうち、粗飼料については、ごく低濃度のもの（定量下限未満）が大部分を占める一方、一部に高い濃度のものが認められたことから、
 - ア 残留農薬分析の点数の増加や検出濃度（定量下限）の引下げ
 - イ クロピラリドが使用されていないことが確認されていない粗飼料を取り扱わない等によりクロピラリド濃度の低減の取組強化に努めること。
- 2 「輸入飼料を給与した牛の排せつ物に由来する堆肥を、トマト、ナス、スイートピー、マメ科牧草等のクロピラリドに対して感受性の高い作物に施用する場合は、生育障害が出ないことを生物検定により確認したり、堆肥製造時に活性炭を混合する等の生育障害軽減対策を実施した上で施用する必要があること。」
について、輸入飼料及びこれらを原料とする飼料の販売先及び牛を飼養する農家等に周知すること。
なお、周知に当たっては、別添5のパンフレットを適宜御活用願いたい。
- 3 1及び2についての会員の取組状況について、別紙の調査票により平成29年7月7日（金）までに農林水産省生産局飼料課需給対策第1班（メールアドレス：shiryousousan@maff.go.jp 又はFAX:03-3502-8294）に御報告願います。

(注) 平成28年12月27日付け28消安第4228号消費・安全局農産安全管理課長、28消安第4230号畜水産安全管理課長、28生産第1606号生産局園芸作物課長、28生産第1607号技術普及課長、28生産第1602号農業環境対策課長、28生畜第1121号畜産部畜産振興課長、28生畜第1120号飼料課長連名通知

写

29 消安第 1505 号
29 生畜第 274 号
平成 29 年 6 月 7 日

各地方農政局 消費・安全部長
生産部長
北海道農政事務所消費・安全部長
生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

※¹（農林水産省）消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部飼料課長

輸入飼料に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育
障害への対応について

このことについて、別添のとおり飼料関係団体に通知したので、※²貴局管内の
都道府県に対し、管内の飼料製造業者及び販売業者に周知するよう依頼願いたい。

また、周知の状況について、別途報告を依頼する予定としているので、申し添
える。

※1 内閣府沖縄総合事務局宛てには、括弧書きを付す。

※2 北海道農政事務所宛てには、「貴所管内の都道府県」を「貴所管内」とす
る。

(別紙)

クロピラリドによる生育障害防止に関する取組状況調査票

団体名： _____

1 クロピラリド濃度低減のための取組状況

| 会員名等 | 取組内容 |
|------------|---|
| (例) ○○株式会社 | 輸入牧草のモニタリング検査について、調査点数を増加するとともに、定量限界を引き下げて (0.05mg/kg→0.01mg/kg) 実施することとした。 |
| (例) △△株式会社 | 輸入穀物について、新たにクロピラリドの残留農薬分析を行うこととし、その結果について販売先に伝達することとした。 |
| | |

2 輸入飼料を給与した牛由来の牛ふん堆肥に係る留意事項についての周知状況

| 会員名等 | 取組内容 |
|------------|--|
| (例) △△株式会社 | パンフレットにより園芸農家等においては牛ふん堆肥の施肥に際し留意が必要なことについて、販売先に周知した。 |
| | |
| | |